

いじめ防止対策推進部による「旭川モデル」の取組

体制構築の趣旨

- 令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園で遺体で発見された件について、いじめ問題再調査委員会で真相解明のための調査が進められている。
- いじめの再発防止に向けた組織的対応の徹底を図るため、令和5年4月に「いじめ防止対策推進部」を新設。
- いじめが疑われる段階から、学校・教育委員会と情報を共有し、一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組む。

組織体制（職員18名体制）

専担の「いじめ防止対策推進部長」と「いじめ防止対策推進課」の設置

- **職員：9名**（教育委員会のいじめ対策担当4名が併任。）
- **専門職8名**
スクールソーシャルワーカー4名、心理士2名、
いじめ対策コーディネーター2名、弁護士1名

執務場所

旭川市子ども総合相談センター
（旭川市10条通11丁目）
※ 教育委員会の併任職員を含む。

主な取組

いじめの積極的な把握

- ◆ いじめ・不登校相談機能の充実
（専門職の配置、相談しやすい環境整備）
- ◆ 学校からの報告
（いじめ事案（疑いを含む）報告の強化等）

情報の一元化による迅速かつ適切な対応

- ◆ 教育委員会といじめ防止対策推進部による「情報共有」と「対処方針」の協議
→ 迅速・適切な初動対応と早期解決

いじめを受けた児童生徒等の支援

- ◆ いじめの解消まで被害児童生徒に寄り添った支援を継続的に実施
- ◆ いじめ再発の有無や心身の状態、登校状況等を継続的に確認

いじめ防止対策「旭川モデル」による対応フロー

いじめの積極的な把握

子ども・保護者等からの相談

- いじめ・不登校相談窓口の開設 (4月～)
- 相談専用フリーダイヤルの開設 (6月～)
- 返信はがき付き相談チラシの配付 (7月～)
- いじめ相談アプリによるチャット相談 (8月～)

学校訪問

- 指導主事や専門職等による指導助言・支援 など

学校からの報告

- いじめ（疑いを含む）の全件報告 (週1回)
- 困難ケースの随時報告

情報の一元化による迅速かつ適切な対応

対策会議

週1回（水曜日）

■ 情報共有

- 教育委員会把握
 - ・いじめの「認知漏れ」の確認
- いじめ防止対策推進部把握
 - ・学校への事実確認内容の共有
- 継続支援中
 - ・状況の進捗を随時共有

■ 対処方針の協議

・被害者への支援，学校への指導助言等の協議

■ 困難ケースの早期解決と重大化の防止（随時）

緊急対応が必要な場合は随時会議を開催し，被害者を早期支援

子ども・保護者への支援
学校への指導助言

いじめを受けた児童生徒等の支援

いじめ解消の確認

- いじめの解消に至るまで，いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った支援を継続して行う。

再発防止のフォローアップ

- いじめの解消後も再発の有無や児童生徒の心身の状況，登校状況の確認を継続的に行う。

いじめ防止対策推進部

教育委員会

児童生徒が相談しやすい環境の整備

いじめ・不登校の相談窓口の開設

4月

学校や教育委員会に相談したが **解決しない** 場合等に
児童生徒・保護者等から **直接相談** を受け **いじめの解消**
まで責任を持って **被害者に寄り添った** 支援を実施

- 心理士による児童生徒の心のケア
- SSWによる福祉的ケア
- 弁護士による法的支援 など

相談フリーダイヤルの開設

6月

従来の子ども専用相談電話「子どもホットライン」に加え
どんな情報 でも **誰から** でも **無料** で
相談・通報 ができるフリーダイヤルを新たに開設
令和5年6月9日から

「旭川市子どもSOS」相談フリーダイヤル

0120-126-744

相談受付 月～金曜日 8:45～17:15

多様なツールの活用による
いじめの積極的な把握

相談アプリの導入

■Webによるチャット相談

- 1人1台端末、個人のスマホから利用可能
- ・小学校5年生～中学校3年生の全児童生徒
- ・チャット対応：平日17:00～22:00

■いじめ防止授業（小学校5年生～中学校3年生）

- 周囲の児童生徒に着目した未然防止と早期発見
- いじめに関する児童生徒の意識啓発
- 授業例 「脱いじめ傍観者授業」
「SOSの出し方授業」

8月

全児童生徒への相談チラシ （返信はがき付き）の配付

相談窓口の周知チラシに、いじめ等の相談を書き込める
返信はがき を加え、誰にも知られることなく、
手軽に **直接** 声を届けることができる

7月

- 配付対象 小学校1年生～中学校3年生の全児童生徒
- 配付回数 3回